

入所後の各種手続きについて

◆次のような場合は、必ず次に記載する必要な手続きを行ってください。

※必要な手続きを行っていただけない場合は、保育の必要性が確認できないなどの理由により、やむを得ず退所（園）していただくことがあります。

●転居する場合（市内から市内）

住所変更届を提出してください。（施設長印要）

- ・同居祖父母の税額から利用者負担額（保育料）が算定されている方で、転居により祖父母と別居となる場合は、必ずその旨を申し出てください。

●転出（市内から市外）等により退所（園）する場合

退所届を提出してください。（施設長印要）

- ・原則、市外へ転出した場合は、その月の末日をもって退所（園）となります。ただし、1日（月初）に転出した場合は、前月末をもって退所（園）となります。
- ・転出以外の理由で退所（園）するときも「退所届」の提出が必要です。

例）令和7年8月2日転出 ⇒ 令和7年8月末日（最長）をもって退所（園）

令和7年8月1日転出 ⇒ 令和7年7月末日（最長）をもって退所（園）

●入籍、離婚、祖父母との同居（別居）等で世帯員に変更（追加・削除）が生じる場合

世帯状況変更届を提出してください。

- ・変更が生じた日の属する月の翌月から利用者負担額（保育料）を再算定します。
- ・ただし、1日（月初）に異動が発生する場合は、再算定対象を当月からとします。

●保育の必要な事由や保育必要量（標準時間・短時間）に変更が生じる場合（妊娠・出産、育児休業の取得、就労の開始、退職など）

教育・保育給付認定変更申請書及び入所理由証明書を提出してください。

※教育・保育給付認定内容の変更が必要な場合については、別途「こんな時、教育・保育給付認定の変更申請が必要です！」を配布しておりますので、併せてご確認ください。

●転職した場合で、転職前後で保育必要量（標準時間・短時間）に変更がない場合

入所理由証明書を提出してください。

●在園中に下のお子様を出産した場合

出産に係るお子様が満1歳になるまでに入所（園）の申込みが必要となります。

- ・申込期限は、原則、入所（園）希望月の2か月前の月の末日までとなります。ただし、申込みされた月からの入所（園）をお約束するものではありませんので、ご了承ください。
- ・4月入所（園）の申込みについては、申込時期が通常とは異なりますので、大東市広報や大東市ホームページ等を必ずご確認ください。
- ・期限を過ぎても入所（園）の申込みのない場合は、入所（園）しているお子様は退所（園）となる場合があります。

例) 令和7年7月10日に出生された場合
令和8年5月末日までに令和8年7月1日からの入所（園）の申込が必要です。

●入所（園）中のお子様を2週間以上欠席させる場合

欠席届を提出してください。（施設長印要）

- ・欠席の理由に関わらず、欠席期間が2週間以上となることを見込まれた時点で、提出が必要となります。なお、届出した欠席期間の延長が必要な場合も、再度提出が必要です。

●病気や怪我、里帰り出産等で長期欠席した場合

- ◆**ひと月のうち、病気や怪我等で15日以上連続して欠席した場合は、利用者負担額（保育料）の月額半額が減免対象となります。**

※欠席初日及び最終日が日曜、祝日の場合は、欠席日数として計数しません。

※ひと月のうち1日も出席しなかった場合は、利用者負担額（保育料）の月額の全額が減免対象となります。

減免申請書（施設長印要）及び診断書、治癒証明書等を提出してください。

- ◆**出産日の前後8週間の間のひと月のうち、1日も出席しなかった場合は、利用者負担額（保育料）の月額半額が減免対象となります。**

減免申請書（施設長印要）及び母子手帳の写しを提出してください。

※過年度に遡っての利用者負担額（保育料）の変更（減免等）はできません。保育料の変更に係る書類（世帯状況変更届や減免申請書）は速やかにご提出ください。（提出の最終期限はその年度の3月末までです。）

【問い合わせ先】

大東市 福祉・子ども部
こども家庭室 保育幼稚園グループ
TEL 072-870-0474